茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年２月２０日

茅ヶ崎市病院事業管理者　中　沢　明　紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第１号

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業会計年度任用職員の報酬等に関する規程（令和５年病院事業企業管理規程第３１号）の一部を次のように改正する。

第８条第２号中「第２９条第１項第３号、第１１号及び第１４号から第１６号まで」を「第２９条第１項第１５号」に改める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。